下記項目にご記入のうえ、協会けんぽ滋賀支部宛
FAXにてご提出ください。(郵送も可)

FAX 077-522-1138

健康保険委員　登録届

全国健康保険協会支部長　殿　　提出日　令和　　年　　月　　日

〒　　-

事業所所在地

事業所名称

事業主名
(役職/氏名)

電話番号

下記の者を、健康保険委員に登録します。

▼1人目記入欄

健康保険証の記号（左づめ）　　番号（左づめ）

所属部署名・
役職等

フリガナ

氏名

メルマガ登録用
メールアドレス
(任意)　利用規約に同意の上、下記メールアドレスにメルマガの配信を希望します　@

▼2人目記入欄：複数人登録される場合のみご記入ください。

健康保険証の記号（左づめ）　　番号（左づめ）

所属部署名・
役職等

フリガナ

氏名

メルマガ登録用
メールアドレス
(任意)　利用規約に同意の上、下記メールアドレスにメルマガの配信を希望します　@

健康保険証の氏名の上部にある数字をご記入ください。

メールマガジンの利用規約はこちらからご確認ください。

協会けんぽ滋賀支部のメルマガ
びわメール♪

知らなきゃ損する**健康保険制度**や**法改正**の情報！
明日から実践できる**健康情報**や**レシピ**！
賢い患者の豆知識！
健診のお知らせ！　などなど
配信は　基本**月1回**！
わずらわしくありません
あわせてご登録ください

ご提供いただきました個人情報は厳重に管理し、健康保険委員活動に関することのみに使用します。

協会けんぽ しが　2023年7月号

〈発行〉全国健康保険協会 滋賀支部
協会けんぽ
〒520-8513　大津市梅林1-3-10　滋賀ビル3階
お問い合わせはこちら
TEL：077-522-1099（代表）
FAX：077-522-1138
※おかけ間違いにご注意ください。

健康教室お試し動画を公開中です

様々な分野の健康づくりの専門家が職場で講座を開催する「健康教室」。お申込みのご参考にしていただくために、全14講座それぞれ3分程度のお試し動画を滋賀支部YouTubeチャンネルにて公開しております。

滋賀支部YouTubeチャンネル

健康教室お申込み

協会けんぽしが

2023年7月
職場の皆様でご回覧ください。

今月のトピック
事業主・労務管理者・総務人事担当者の皆様 ぜひご参加ください

健康経営®セミナー

オンライン開催

参加無料

2023年8月31日(木)
実施時間：14時～15時45分
(サインイン13時30分から可能)

講演内容

第1部　「健康経営優良法人 2024」について
講師：経済産業省 近畿経済産業局 地域経済部
バイオ・医療機器技術振興課

第2部　治療と仕事の両立支援（メンタルヘルス等）
講師：滋賀産業保健総合支援センター

第3部　協会けんぽの健康づくり支援サービス
講師：協会けんぽ滋賀支部

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営優良法人2023
滋賀県でも多くの法人が認定を受けています！
大規模法人部門　22法人
中小規模法人部門　185法人
中小規模のうち「ブライト500」に8法人

参加方法

事前申込は不要です。Zoomを使用したウェビナー形式で開催します。(先着順500名まで)
当日、下記ZoomウェビナーIDとパスコードでアクセスし、ご視聴ください。(サインイン13:30～)
なお、Zoomの参加者名を、事業所名称とご担当者氏名に設定してください。

ウェビナーID：837-1858-3193　・　パスコード：780610

セミナーの資料は滋賀支部ホームページに公開いたします。　協会けんぽ　滋賀　検索
令和5年8月28日(月)カテゴリ：お知らせに公開予定

ご確認ください
① あらかじめZoomアプリのダウンロードをお願いします。なお、アプリの使用方法に関するご質問はお受けできません。
② Wi-Fi圏外で視聴される場合など、データ通信料にご注意ください。
③ 画像や音声を配信しますので、事前に通信環境をご確認ください。
④ 後日YouTubeでアーカイブの配信を予定しておりますので、映像の録画・録音はお控えください。

主催・お問合せ先　全国健康保険協会滋賀支部　企画総務グループ　TEL：077-522-1099 (番号4)

令和4年度 被扶養者資格再確認業務へのご協力ありがとうございました

保険給付の適正化等を目的に健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和4年10月から11月にかけて被扶養者資格の再確認をさせていただきました。
事業主および加入者の皆様には、ご多忙のところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

結果　被扶養者から削除となった人：**約7.8万人**（令和5年3月31日現在）
被扶養者の削除によって見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**9億円程度**

届出はその都度必要です　ご家族が健康保険の被扶養者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときも、「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。
提出先：日本年金機構　手続方法等詳細は**日本年金機構のホームページ**をご確認ください。